

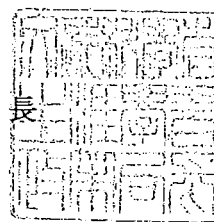
(育成環境課 関連資料)



20文科施第363号
雇児発第1128002号
平成20年11月28日

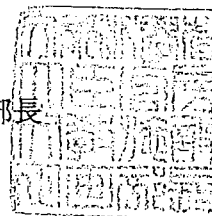
各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長
殿

文部科学省生涯学習政策局長



(印影印刷)

文部科学省大臣官房文教施設企画部長



(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



(印影印刷)

普通教室として使用しなくなった教室の「放課後子どもプラン」への活用について (通知)

放課後の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図るため、平成19年度より文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を推進しているところですが、その実施場所の確保が大きな課題となっております。

一方、公立学校施設は地域における中核的な公共施設であり、児童生徒数の減少により普通教室として使用しなくなった教室を有効活用することは、市区町村の財政状況が厳しい中、必要不可欠です。

特に「放課後子どもプラン」の実施場所として活用することは必要性が高く、普通教室として使用しなくなった教室を学校施設の他の用途に用いることが真に必要な場合を除き、「放課後子どもプラン」の実施場所としての活用ニーズに優先的に応えることが求められております。

「放課後子どもプラン」の実施に当たっての学校諸施設の活用促進については、既に「放課後子どもプラン」の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について」（平成19年3月14日 文部科学省生涯学習政策局長・文部科学省大臣官房文教施設企画部長・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）によりお願いしているところです。

また、先般とりまとめられた「生活対策」（平成20年10月30日 新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議）においても、生活安心確保対策として、子育て支援の拡充が盛り込まれております。

貴職におかれましては、このような趣旨を踏まえ、下記の点についてご留意いただくとともに、管内・域内の市区町村、市区町村教育委員会及び公立小学校長に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 普通教室として使用しなくなった教室をはじめとする学校諸施設の活用促進について

「放課後子どもプラン」（「放課後子ども教室推進事業」、「放課後児童健全育成事業」のいずれかを先行して実施している場合、これから実施する場合を含む。以下同じ。）の実施に際しては、子どもたちの多様な活動の場が確保できるよう、学校教育に支障が生じない限り、普通教室として使用しなくなった教室、体育館、図書館等の学校諸施設の有効活用が図られるようにすること。その際、過去に普通教室として使用しなくなり、現在何らかの活用を行っているものについても、「放課後子どもプラン」としての活用ニーズがある場合には、その活用を図ることができないか検討すること。

また、教育委員会において、市区町村における「放課後子どもプラン」の活用ニーズを学校に対して積極的に情報提供するとともに、学校諸施設の活用状況を可能な限りオープンにすること。その上で、教育委員会と首長部局が連携して検討を行い、市区町村における学校諸施設の適切な有効活用を推進すること。

2. 国庫補助を受けて整備された学校施設の財産処分手続について

「放課後子どもプラン」実施に際して、国庫補助を受けて整備された学校施設を使用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（平成20年6月18日 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）において、財産処分手続の大幅な弾力化が図られていることに留意すること。

なお、放課後や学校の授業日以外の時間帯を利用する等により一時的に学校教育以外の用に供する場合は、財産処分には該当せず手続は不要であること。特に、「放課後子ども教室推進事業」は、実施場所を固定することなく、教室や体育館、図書館、特別教室等の空いている時間での実施が可能であり、そうした場合には、転用手続きを必要とはしていないことから、積極的な活用について検討すること。

3. 事業の管理運営について

「放課後子どもプラン」は学校教育の一環として位置付けられるものではないことから、実施に当たり学校施設を使用する際は、実施主体である市区町村等が責任をもって事業の管理運営を行うこと。特に事故等の責任体制については、実施主体である市区町村等が主導し、関係者と十分な検討を行い、事前に責任の所在を明確にし、対外的に示すことで、学校の懸念を払拭するよう努めること。

平成21年度「放課後子どもプラン」関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

○総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

23,453百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」や「5つの安心プラン」を踏まえ、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 17,622百万円

○ 放課後児童健全育成事業費

・ か所数 20,000クラブ → 24,153クラブ

(+4,153クラブについては年度途中開所分)

(2) 放課後児童クラブ整備費等（ハード事業） 5,668百万円

○ 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増及び単価の増を図る。

か所数 300か所 → 394か所

単価 12,500千円 → 21,124千円

○ 改修費及び設備費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業】

・ 大規模クラブの解消を図るための改修、既存施設（学校の余裕教室等）を改修して放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。

・ 既存施設（学校の余裕教室等）において新たに放課後児童クラブを実施する際の児童のロッカー等を購入する場合の費用（設備費）の補助を行う。

か所数 2,835か所 → 5,268か所

(参考) 平成20年度第2次補正予算に計上の「安心こども基金(1,000億円)」に、放課後児童クラブの設置促進にかかる経費についても計上

(3) 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進 163百万円

両事業の効率的な運営方法を協議する委員会や、一体的な活動を促すコーディネーターの設置、指導者（員）研修を実施する。

児童厚生施設等整備費 国庫補助基準額

改 正 後		
(21年度単価(案))		
(別紙) 平成21年度 児童厚生施設等整備補助基準額等(案) 〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉		
種 別	基準額	
小型児童館	クラブ室設置	42,289千円
	クラブ室未設置	35,561千円
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)		27,239千円
児童センター	クラブ室設置	58,044千円
	クラブ室未設置	51,316千円
大型児童センター	クラブ室設置	77,687千円
	クラブ室未設置	70,959千円
大型児童館A型	1㎡当たり	405,000円
大型児童館B型		607,724千円
初度設備相当加算	児童館・児童センター	2,823千円
	大型児童センター	5,065千円
	大型児童館	113,947千円
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)		4,179千円
〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉		
拡張単価	1㎡当たり	142,800円
年長児童用設備加算		5,101千円
〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉		
放課後児童クラブ室(単独設置分)		21,124千円
放課後児童クラブ室加算		6,728千円

現 行		
(20年度単価)		
(別紙) 平成20年度 児童厚生施設等整備補助基準額等 〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉		
種 別	基準額	
小型児童館	クラブ室設置	35,086千円
	クラブ室未設置	31,105千円
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)		23,826千円
児童センター	クラブ室設置	50,840千円
	クラブ室未設置	46,859千円
大型児童センター	クラブ室設置	66,497千円
	クラブ室未設置	62,516千円
大型児童館A型	1㎡当たり	356,800円
大型児童館B型		535,414千円
初度設備相当加算	児童館・児童センター	2,469千円
	大型児童センター	4,462千円
	大型児童館	100,389千円
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)		3,682千円
〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉		
拡張単価	1㎡当たり	124,900円
年長児童用設備加算		4,462千円
〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉		
放課後児童クラブ室(単独設置分)		12,500千円
放課後児童クラブ室加算		3,981千円

様式 10

平成21年度 放課後子どもプラン推進事業(放課後児童クラブ設置促進事業) 国庫補助申請予定額調

実施市町村名 ①	施設名 ②	国庫補助申請予定額 ③	増加登録予定児童数 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
市町村 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
市町村 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
				1. 改修 2. 設備の設置、備品購入
市町村 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)
合 計	か所			1. 改修 (か所) 2. 設備の設置、備品購入 (か所)

(記載要領)

- ③の「国庫補助申請予定額」は、基準単価案(7,000千円)と支出予定額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切り捨て)
- ⑤「事業実施内容」については、該当するもの全ての番号に○をすること。また市町村、都道府県ごとの「か所数」を記載すること。

様式 1 1

平成21年度 放課後子どもプラン推進事業(放課後児童クラブ環境改善事業) 国庫補助申請予定額調

実施市町村名 ①	施設名 ②	国庫補助申 請予定額 ③	増加登録予 定児童数 ④	購入予定備品等の内容 ⑤
市町村 計	か所			
市町村 計	か所			
市町村 計	か所			
合 計	か所			

(記載要領)

③の「国庫補助申請予定額」は、基準単価案(1,000千円)と支出予定額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切り捨て)

平成21年度 安心こども基金(放課後児童クラブ設置促進事業) 基金使用見込額調

実施市町村名 ①	施設名 ②	基金使用見込額 ③	増加登録予定児童数 ④	実施事業内容 ⑤
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
市町村 計	か所			1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置(か所) 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か所)
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
市町村 計	か所			1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置(か所) 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か所)
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
				1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置
市町村 計	か所			1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置(か所) 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か所)
合 計	か所			1. 小学校の空き教室・余裕教室の改修、倉庫設置(か所) 2. 小学校以外の場所の改修、倉庫設置(か所)

(記載要領)

- ③の「基金使用見込額」は、補助基準額と支出予定額とを比較して少ない方の額に3分の1を乗じて得た額とする(千円未満切り捨て)
- ⑤「事業実施内容」については、いずれかの番号に○をすること。また市町村、都道府県ごとの「か所数」を記載すること。

都道府県
各 指定都市 民生主管部 (局) 長 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成 21 年度児童環境づくり基盤整備事業の協議について
(児童育成事業推進等対策事業)

標記事業については、現在、予算案を国会に提出しているところであるが、事業の円滑な実施に向け、事前に事業計画を把握するために下記のとおり協議を実施することとしたので、当該事業に係る国庫補助を希望する場合は、別紙様式 1 による協議書を提出されたい。

なお、都道府県においては、管内市町村（特別区を含む。）の協議書を取りまとめの上、提出されたい。

記

1. 協議内容

- (1) 都道府県事業（指定都市、中核市を含む。）
- (2) 市町村事業（特別区を含む。）

2. 協議方法

書面協議を原則とするので、書面のみで審査できるよう具体的にわかりやすく記入すること。

なお、必要に応じてヒアリングを実施する場合があること。

3. 提出書類・提出期限

別紙様式 1 による協議書を 平成 21 年 3 月 13 日 (金) までに提出すること。

4. 留意点

- (1) 事業の実施については、「児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）」（別添 1）のとおりであり、予算成立後速やかに通知することとしている。
また、「平成 21 年度 採択方針について」（別添 2）により採択することを原則としていること。
- (2) 事業名は、事業内容を簡潔に表現したものを短くまとめた名称とすること。
また、複数の事業を一事業名で表す場合は、総括表（様式任意）を作成し、かつ、事業内容数に応じて協議書（別紙様式 1）を作成すること。
この場合、総括表には各事業の優先順位を付すこと。
- (3) 要望額については、各自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。
また、原則として、一事業当たりの金額が、都道府県、指定都市、中核市においては、100 万円、市区町村においては、50 万円以下の小規模なものは採択しない方針であること。
- (4) 協議にあたっては、事業の目的、事業内容、期待される効果、必要性等を十分検討した上で提出すること。

児童育成事業推進等対策事業実施要綱（案）

1 目 的

児童の健全育成に資する模範的・先駆的な事業等を実施することにより、児童育成事業の普及や次世代育成支援対策等の一層の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

ただし、事業の一部について、事業を実施するのに適した者に対して委託することができるものとする。

3 事業内容

次に掲げる事業であって、全国的な推進を図ろうとする際のモデルとなり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができる取組を対象とする。

ただし国が別途定める国庫負担（補助）制度の対象となる事業は除外する。

(1) 児童育成のための普及啓発事業

(2) 児童健全育成に資する模範的・奨励的事業

(3) 児童福祉、次世代育成支援対策等の推進に関し、児童福祉施設・地域住民・社会福祉法人・民法第34条に基づく公益法人・特定非営利活動法人・ボランティア等に対する普及啓発事業

(4) 児童福祉の向上に資する各種研修会・連絡会議

(5) 児童福祉の向上を図るための開発・研究事業

(6) その他(1)～(5)に準ずる事業

4 事業実施の手続き

本事業を実施しようとする場合は、毎年度、別に定める採択方針に従い、事前に協議を行うものとする。

5 留 意 点

国は、事業実施の成果を普及するため、実施主体に対して、事業の分析、検証等を行うよう求めることができるものとする。

6 費 用

(1) 都道府県及び市町村が実施する事業に対して、別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 一事業に対する国の助成は、原則として単年度限りとするが、事業によっては複数年での実施も可能とする。

平成21年度 採択方針について

1. 平成21年度の児童育成事業推進等対策事業は、以下の事項に基づき予算の範囲内で採択する。
2. 原則として、児童の健全育成を図るための新しい事業、全国的なモデルとなる事業であり、かつ、その成果等を全国に向けて発信することができるものを採択する。
3. 対象となる事業については、別添1の実施要綱(案)に定めるとおりであるが、21年度においては、市町村における事業の実施率の低下に鑑み、市町村の取組を優先して採択する。

(1) 次世代育成支援対策の推進に関する取組

① 行政、NPO、企業、経済団体等が連携して実施する子育て支援の推進 (取組内容)

既存の行政施策の一環的な地域活動という関係を超えて、行政と地域の子育て支援活動に取り組むNPO、地域組織、企業等が連携を図り、その地域における子育て意識醸成のための取組、自治体の子育て支援策や企業の取組の好事例などを収集し、情報発信、啓発を行うなどの取組

【地域での取組例】

- ・企業の協力の下、子どもが親の勤務先に迎えに行き、親を連れて定時で退社する取組など
- ・地域で子育てを支援するため、高齢者などが地域の子どもの見守りや預かりなどを行うボランティア活動など

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

※ ただし、事業の必要性・重要性・優先性等を勘案して、必要に応じて上限額を超えて支出を可能とする。(以下同じ)

② 地域の子育て支援活動者間のネットワークの構築

(取組内容)

地域の子育て支援活動に取り組む地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター、つどいの広場など)、児童館(県立児童厚生施設とその県内の児童館等とのネットワークづくりを含む。)、母親クラブ、主任児童委員等が地域の子育てをめぐる課題を共有し、共に学び、高め合うための交流や、ネットワークの形成のために実施

する情報交換や、交通安全教室、災害時の避難訓練などを行う合同研修などの取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

③ 妊娠から出産、学齢期までの子育て支援に関する取組

(取組内容)

新生児訪問、乳児家庭全戸訪問、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診、就学前健診及び学校における健診などの親子と接することができる様々な機会に、子どもの心身の状況やそれぞれの時期において親子にどのような子育て支援サービスが必要なのかを把握しデータベースを構築する。また、得られたデータを分析し、自治体の施策を検証し改善につなげていくなど、他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(2) 児童福祉週間において新たな取組をする事業

(取組内容)

毎年、各地方公共団体における児童福祉週間にちなんだ取り組みについて公表(厚生労働省より)しているが、その際、各都道府県から推薦された取組の中で、他の自治体の参考となる特色のある、もしくは先駆的な取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(3) 放課後児童の安全確保を推進するための特色のある取組

(取組内容)

放課後児童クラブや児童館などの行き帰りの安全を確保するため、帰宅バス運行の試行、集団帰宅、父兄交代同行帰宅の実施などの積極的な取組やマニュアルの作成など他の自治体の参考となる取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村あたり300万円を上限

(4) 児童館又は児童遊園において実施する先駆的な取組

(取組内容)

児童館が実施する「障害児との交流事業」や児童館を拠点とした児童参加型の「地

域の子育ち・子育て環境づくり事業」に関するプログラムの提供など他の自治体の参考となる特色のある取組。

また、児童遊園において、子どもと高齢者が一緒に共有しあえる空間づくりに関する特色のある取組や、児童遊園を活用した安全、安心な街づくりなど他の自治体の参考となる取組。

また、児童館において地域子育て支援拠点事業を推進するため、長期休暇期間における場所確保の具体策の検討、拠点事業担当者の確保策、児童館職員との連携のあり方などを検討し、児童館での実施マニュアルを作成するなどの取組。

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(5) 子ども虐待の予防・防止に向けた先行的な取組

(取組内容)

毎年、地方公共団体における「児童虐待防止推進月間（オレンジリボン・キャンペーン）」等にちなんだ取組をはじめとした子どもの虐待防止に向けた広範かつ効果的な活動など、社会全体で児童虐待を防止する機運を高める取組（ただし、単なるイベントだけの取組は除く。）。

※ 本取組においては、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）が設置（平成21年度中に設置予定も含む。）されていることが補助要件となる。

ただし、都道府県に協議会が設置されていない場合でも、当該都道府県内の市町村全てが協議会を設置している場合は補助対象とする。また、都道府県に協議会が設置されていない場合であって、当該都道府県内に協議会を設置していない市町村がある場合は、当該市町村に協議会設置促進を図るための取組に限って補助を可能とする。

また、リボンなどの物品代は補助の対象とならない。

【取組例】

- ・虐待通告のためのカード（児童相談所等の通告先電話番号等を明記したもの。）を子どもを含めた地域住民に幅広く配布するなど、虐待発生への抑止力が働くような取組
- ・児童虐待をテーマとしたキャラバン、演劇公演等地域住民に対し、児童虐待防止を直接訴えかけるような取組
- ・児童虐待防止に向けた啓発作品展の開催等、親子の参加による普及啓発活動等

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

原則として、1市町村 あたり300万円を上限

(6) 里親委託の推進に向けた普及啓発のための先駆的な取組

(取組内容)

通常の啓発活動に加えて、10月の「里親月間」を中心に職域等に対象を絞り込み、里親募集のための啓発活動、里親制度の普及活動など里親委託の推進を図るための先駆的な取組（単なるイベントだけの取組は除く。）を実施し、他の自治体の参考となる取組。

【取組例】

- ・ 職場や学校のPTA等において、地域の里親や里子経験者との交流・意見交換等による普及活動の実施
- ・ 対象とする職域等において活用できる普及啓発ビデオの作成

(支援内容)

原則として、1都道府県あたり500万円を上限

4. 本事業の目的は、「2」に掲げるとおり、事業実施の成果を全国に発信し、普及することにあるため、事業実施後は、事業の分析、検証等を行うこと。成果が得られた事業については、速やかにその報告を行うとともに、他の自治体にその成果の発信を行うことを原則とする。
5. 別紙様式2の事業評価書については、平成22年3月末日までに提出すること。
なお、21年度事業の協議を行う自治体のうち、20年度においても本事業を実施している場合は、20年度事業の実施の内容や事業展開が21年度の取組にどのように生かされているか等も考慮して採択の可否を決定するので、21年度の協議にあたって、必ず、20年度事業について、別紙様式2による事業評価書を提出すること。
6. 次に該当する事業は、採択（対象）しないものとする。
 - ① 施設や設備を整備することが目的の事業
 - ② 前年度と同一内容の事業
 - ③ 人件費を負担するような後年度の費用負担が見込まれる事業
 - ④ 他の補助金の振替的な事業
 - ⑤ 自治体の独自財源で実施していた既存事業の振替的な事業
 - ⑥ 個別施策に関して毎年度実施する研修事業等
 - ⑦ 単なるイベント的事业
 - ⑧ 限られた人員を対象とする児童等の海外派遣事業等
 - ⑨ 備品購入費等一部の費目に偏っている事業
7. 要望額については、当該自治体における事業実施体制等を十分に勘案した適正な金額であること。また、原則として、一事業当たりが、都道府県、指定都市、中核市においては100万円、市区町村においては50万円以下の小規模なものについては採択しないこととする。

児童育成事業推進等対策事業 協議書 (都道府県・市区町村事業共通)

都道府県・市区町村名 _____

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業内容	<p>(事業概要) ※詳細が分かるように具体的に記載する</p> <p>(委託先) ※事業の一部委託をする場合に委託先を記載する</p> <p>(実施要綱の該当項目とその理由) ※○をつけ理由を記載する (1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)</p> <p>〔 「平成21年度 採択方針について」に掲げる優先して採択する取組内容 ※○をつける (1) ① ② ③ (2) (3) (4) (5) (6)</p>
4 実施時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
5 対象者	
6 見込対象人数・作成部数等	人 部

7 総事業費 (支出予定額内訳書を添付)	千円 (当初予算 ・ 補正予算)
8 国庫補助要望額	千円
9 事業実施が必要な背景及び自治体の取組の現状	
10 事業実施により期待される効果	
11 全国の見地から当該事業が模範的・先駆的である理由	
12 他の自治体への事業の成果の発信方法等※発信先・方法を具体的に記載	
13 その他	
14 所管部局	部・局 課 係 担当者名 () (連絡先電話 — — 内線)

(注) 1. できるだけ、具体的に記載してください。本協議書に、記載しきれない場合は、別に、事業内容がわかる資料を添付してください。

2. 前年度に本事業を実施した場合は、本協議書を提出する際に、別紙様式2の事業評価書を必ず提出すること。

(下限額) 都道府県、指定都市、中核市 100万円
市区町村 50万円

支出予定額内訳書

経費区分	支出予定額	積算内訳
○○費	円	
合計		

- (注) 1 事業ごとに内訳をそれぞれ区分して記入すること。
 2 需用費の食料費及び会議費、委託料、負担金については、特にその内訳を詳細に記入すること。
 3 事業の一部が委託可能であることに留意すること。
 例：総事業費500万円、国庫補助500万円、委託料500万円 → 全部委託であるので不可

児童育成事業推進等対策事業 事業評価書 (都道府県・市区町村事業共通)

都道府県・市区町村名_____

1 事業名	
2 事業の目的	
3 事業内容	(事業概要) ※適宜、報告書等事業の実施内容が分かる資料を添付して下さい。
4 実施時期	平成 年 月 ～ 平成 年 月
5 対象者	
6 対象人数・作成部数等 (実績)	
7 総事業費 (支出額内訳書を添付)	千円 (当初予算 ・ 補正予算)
8 事業実施が必要な背景	
9 当該施策に係る自治体の取組の現状	※本補助事業のほかに、当該施策に係る取組について、その概要が分かる資料を適宜、添付願います。
10 事業実施により期待した効果	
11 期待した効果を達成するために特に行った対応	

<p>12 事業実施により現れた効果</p>	<p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例）行政として、民間の活動団体や地域住民とのコミュニケーションや連携についての、〇〇〇のようなシステムが構築された。</p> <p>② 当該事業の対象者、関係機関・団体等との関係から</p> <p>例）関係機関、団体、地域住民等とのネットワーク作りの必要性の認識が浸透し、〇〇〇のようなネットワークが構築された（される予定である）。</p> <p>③ ①、②以外の地域住民、民間団体等からの反応等</p> <p>例）〇〇〇のような基本的な情報や問題点が明らかになり、地域の住民や民間団体等の間で〇〇〇のような取組が始まった。</p>
<p>13 「12」事業実施により現れた効果で記載した事柄のうち、次年度以降の取組に反映されるべき事柄</p>	<p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例）新たな取り組みを行う場合、まずは地域住民や民間活動団体等との協働の必要性についてを検討するようになった。</p> <p>② 当該事業の対象者、関係機関・団体等との関係から</p> <p>例）どんな些細なことでも、情報の共有化を図るといった視点が検討されるようになった。</p> <p>③ ①、②以外の地域住民、民間団体等からの反応等</p> <p>例）行政からだけが発信元ではない、地域・社会全体で取り組んでいくといった視点が重視されるようになった。</p>

14 次年度以降の取組方針	<p>※「13 次年度以降の取組に影響を与えた点」に記載した内容を踏まえて、ここでは具体的な取組について記載して下さい。</p> <p>① 実施主体（都道府県・市町村）として</p> <p>例) 新規単独事業として、〇〇〇を趣旨としたNPO法人との協働事業の予算化を図ることとした（予定である）。</p> <p>② 対象者、関係機関等との関係から</p> <p>例) 事業を契機に定期的な意見交換会を開催することとした。</p> <p>③ その他、地域住民、民間団体等からの反応等</p>
15 他の自治体に発信した事業の成果等	<p>① 相手先自治体名</p> <p>② 「①」を相手先として選んだ根拠</p> <p>③ 提供の方法及び内容</p>
16 所管部局	<p style="text-align: center;">部・局</p> <p style="text-align: center;">(連絡先電話</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">課 担当者名 (</p> <p style="text-align: center;">—</p> <p style="text-align: center;">内線</p> <p style="text-align: center;">係)</p>
17 その他連携を図った部局	<p style="text-align: center;">部・局</p> <p style="text-align: center;">部・局</p> <p style="text-align: center;">課</p> <p style="text-align: center;">課</p> <p style="text-align: center;">係</p> <p style="text-align: center;">係</p>

(注) できるだけ、具体的に記載してください。本報告書に記載しきれない場合や、別に既存の報告書等がある場合など、事業内容がわかる資料を併せて提出してください。

支 出 額 内 訳 書

経 費 区 分	支 出 額	積 算 内 訳 等
○ ○ 費	円	
合 計		

- (注) 1 事業ごとに内訳をそれぞれ区分して記入すること。
 2 需用費の食料費及び会議費、委託料、負担金については、特にその内訳を詳細に記入すること。

「地域子育て環境づくり支援事業」について

(参 照)

- 「児童環境づくり基盤整備事業の実施について」(平成9年6月5日児発第396号)別添7「地域子育て環境づくり支援事業実施要綱」
- 「児童環境づくり基盤整備事業の国庫補助について」(平成9年6月5日厚生省発児第72号)

(事業内容) 地域における子育て支援活動が強化されるよう、児童委員(主任児童委員を含む)等に対して、基本的な活動方法や技法等を習得するための研修及び地域における子育て支援活動を継続的に実施するための協議会を実施する事業、また、地域の子育て家庭に幅広く児童委員等の活動を知ってもらうことを目的として、児童委員等を講師として招いての子育てセミナー等を実施する事業。

(実施主体) 都道府県・指定都市・中核市

(補助率) 1/3(負担割合 国1/3、都道府県・指定都市・中核市2/3)

(基準額) 都道府県・指定都市・中核市1か所当たり年額

(平成21年度) 936,000円

事務連絡
平成19年3月2日

都道府県
各指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

児童委員、主任児童委員の活動に対する必要な情報提供等について

民生委員・児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭等を取り巻く環境が複雑・多様化している中で、地域の住民に最も身近な民生委員・児童委員、主任児童委員には、これらの問題への適切な関わりが求められているところです。

標記につきましては、別添のとおり、当省において開催いたしました全国厚生労働関係部局長会議（平成19年1月16日）及び全国児童福祉主管課長会議（平成19年2月23日）でご配慮をお願いしてきたところであります。民生委員・児童委員、主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であります。一部の自治体におかれましては個人情報保護に関する法律の施行や地域住民のプライバシー意識の高まりなどを受けて、民生委員・児童委員、主任児童委員に対しても情報提供に慎重となるあまり、児童、妊産婦、母子家庭等の実情を把握するために必要な情報が届かず、児童虐待防止等の活動に支障が生じている地域があるとの報告を受けております。

民生委員・児童委員、主任児童委員につきましては、民生委員法で守秘義務が規定されており、職務上を知りえた個人の身上に関する秘密は守られていることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。

また、地域住民に対しても、民生委員・児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮をお願いいたします。

児童手当制度の概要

制度の目的	○児童養育家庭の生活の安定に寄与する ○次代の社会を担う児童の健全育成及び資質の向上に資する															
支給対象 手当月額	○小学校修了までの児童（12歳に到達後の最初の年度末まで） ○0～3歳未満 一律10,000円 3歳～小学校修了まで 第1子、第2子：5,000円 第3子以降：10,000円															
支払期月	○支払期月：毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）															
所得制限 4人世帯（夫婦 と児童2人）の 年収ベース	○所得限度額 被用者 収入ベース：860万円未満 非被用者 収入ベース：780万円未満															
費用負担	<p>【0歳～3歳未満 児童手当等】</p> <p>[被用者]</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主 7/10</td> <td>国1/10</td> <td>地方2/10</td> </tr> </table> <p>[特例給付]</p> <table border="1"> <tr> <td>事業主 10/10</td> </tr> </table> <p>[非被用者]</p> <table border="1"> <tr> <td>国 1/3</td> <td>地方 2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1"> <tr> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </table> <p>【3歳～小学校修了前 小学校修了前特例給付】</p> <p>[被用者・非被用者]</p> <table border="1"> <tr> <td>国 1/3</td> <td>地方 2/3</td> </tr> </table> <p>[公務員]</p> <table border="1"> <tr> <td>所属庁 10/10</td> </tr> </table>	事業主 7/10	国1/10	地方2/10	事業主 10/10	国 1/3	地方 2/3	所属庁 10/10	国 1/3	地方 2/3	所属庁 10/10					
事業主 7/10	国1/10	地方2/10														
事業主 10/10																
国 1/3	地方 2/3															
所属庁 10/10																
国 1/3	地方 2/3															
所属庁 10/10																
事業主拠出金	○厚生年金保険等被用者年金制度の適用事業所の事業主が負担 ○拠出金の額は、厚生年金保険等被用者年金の標準報酬月額及び標準賞与額を賦課標準として、それぞれに拠出金率を乗じて得た額 拠出金率（平成21年度：1.3/1,000）															
財源内訳	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>21' 予算案</td> <td>(20' 予算額)</td> </tr> <tr> <td>給付総額</td> <td>10,160億円</td> <td>(10,280億円)</td> </tr> <tr> <td>国庫</td> <td>2,690億円</td> <td>(2,730億円)</td> </tr> <tr> <td>地方</td> <td>5,680億円</td> <td>(5,740億円)</td> </tr> <tr> <td>事業主拠出金</td> <td>1,790億円</td> <td>(1,810億円)</td> </tr> </table> <p>※公務員を含む。</p>		21' 予算案	(20' 予算額)	給付総額	10,160億円	(10,280億円)	国庫	2,690億円	(2,730億円)	地方	5,680億円	(5,740億円)	事業主拠出金	1,790億円	(1,810億円)
	21' 予算案	(20' 予算額)														
給付総額	10,160億円	(10,280億円)														
国庫	2,690億円	(2,730億円)														
地方	5,680億円	(5,740億円)														
事業主拠出金	1,790億円	(1,810億円)														

児童手当の財源内訳

0～3歳未満(支給月額 一律10,000円)

		サラリーマン		自営業者		公務員		
<所得制限額>		860.0万円		860.0万円				
特例給付	附則 第6条	事業主 10/10				国	地方	
本則給付	780万円	事業主 7/10	国 1/10	地方 2/10	国 1/3	地方 2/3	10/10	10/10

3歳～小学校6年生(支給月額 第1子第2子:5,000円、第3子以降:10,000円)

		サラリーマン		自営業者		公務員	
<所得制限額>		860.0万円		860.0万円			
小学校修了前特例給付	附則 第8条	国 1/3	地方 2/3			国	地方
	780.0万円	国 1/3	地方 2/3	国 1/3	地方 2/3	10/10	10/10

※<所得制限額>は、夫婦+児童2人家庭の場合の年収ベース。
 ※所得制限は、主たる生計維持者について適用する。